

静岡県告示第757号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年12月2日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 鈴木康友

廃止する施設

種類	名称	位置	能力
軌道走行式荷役機械	コンテナクレーン袖師1号機	静岡市清水区横砂地内	吊り上げ荷重48.6t